

## 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金のご案内

電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金は住民税均等割非課税世帯や令和4年1月から12月までに家計急変のあった世帯を支援する新たな給付金です。  
給付金を受給するためには、手続きが必要です。

給付金の支給額	1世帯あたり5万円
支給対象と申請の有無	下記のいずれかにあてはまる世帯が対象です。 ※重複しての受給はできません

① 世帯全員の令和4年度「住民税均等割が非課税」の世帯

↓

対象と思われる世帯には、町から確認書が届きます。  
内容を確認し、役場に返信してください。

② 令和4年1月～12月の収入が減少し「住民税非課税相当」の収入となった世帯（家計急変世帯）

↓

**申請が必要です**

役場高齢者福祉課または総合支所地域住民課で申請をしてください。

申請期限：令和5年1月31日（火）

※ 住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額（令和4年1月以降の任意の1か月収入×1.2倍）が市町村住民税均等割非課税水準以下であることを指します。

扶養している親族の状況	非課税相当収入限度額
単身又は扶養親族がない場合	93.0万円
配偶者・扶養親族(1名)を扶養している場合	137.8万円
配偶者・扶養親族(計2名)を扶養している場合	165.8万円
配偶者・扶養親族(計3名)を扶養している場合	193.8万円
障がい者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合	204.3万円

収入が減少することが、あらかじめ明らかな月の収入減少により給付を申請した場合、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。

給付金に関する「振り込め詐欺」や「個人情報情報の詐取」にご注意ください！

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国（の職員）などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。

問 内閣府住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金コールセンター  
☎ 0120-526-145  
受付時間 9:00～20:00  
(12月29日～1月3日を除く)

申請窓口 役場高齢者福祉課 高齢者福祉・介護グループ ☎ 01456-2-6561  
総合支所地域住民課 福祉・保険グループ ☎ 01457-6-3173

## 入札結果をお知らせします

- ・落札金額に消費税等は含まれていません。
- ・工事期間中はご迷惑をおかけいたしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。



工事・委託業務名	落札業者	落札金額	落札率
入札日 令和4年11月24日			
普通河川オコタン川 河川整備工事	(株)伊藤土建	3,370,000 円	96.01%

問 役場技術審議室 ☎ 01456-2-5135

## 放課後児童クラブ利用児童募集のお知らせ

令和5年度放課後児童クラブの利用児童を下記のとおり募集します。

申請書は各放課後児童クラブ、役場子育て健康課、総合支所地域住民課、水・くらしサービスセンター、厚賀出張所にありますので、必要事項を記入のうえ提出をお願いします。

利用対象児童	就労等により昼間に保護者が不在となる世帯で、日高町内の小学校に通っている児童		
実施施設 ・ 定員	<b>名 称</b>	<b>開設場所</b>	<b>定 員</b>
	とみかわ児童館児童クラブ	富川北2丁目8番1号 とみかわ児童館内	50人
	もんべつ児童館児童クラブ	字緑町11番地の6 もんべつ児童館内	40人
	厚賀すずらん保育所児童クラブ	字厚賀町214番地の1 厚賀すずらん保育所内	20人
	日高児童仲良しクラブ	松風町2丁目254番地の1 日高小学校内	20人
開設日 ・ 開設時間	<b>月曜日から金曜日</b>	下校時から午後5時45分まで	
	<b>土曜日・休校日・春夏秋冬休み期間中</b>	午前8時から午後5時45分まで	
	※1 厚賀すずらん保育所児童クラブは、土曜日は午後から利用できません。 ※2 日高児童仲良しクラブは、土曜日は利用できません。 ※3 学校が学級閉鎖、学年閉鎖の時は利用できません。 ※4 災害等による臨時休校日は利用できません。 ※5 降所時は保護者の方の迎えが必要です。		
休止日	日曜日、祝日及び年末年始等開設場所の施設が閉館している日		
利用料	利用料は無料ですが、日高児童仲良しクラブはおやつ代として月額1,300円が必要となります。 なお、工作等に要する材料費等について、利用者の負担となる場合があります。		
募集期間	令和5年1月10日（火）から令和5年2月10日（金） ※クラブの運営上、緊急的な場合を除き、募集期間を過ぎてからのお申し込みは原則お受けできませんのでご注意ください。		
提出先	各放課後児童クラブ、役場子育て健康課、総合支所地域住民課、水・くらしサービスセンター、厚賀出張所		
利用可否の決定	令和5年3月上旬頃に個別に通知書を送付します。		
その他	現在利用している場合であっても、年度ごとの申請のため新年度の利用には再度申請が必要となります。 利用申込みが各施設の定員を超えた場合、安全上の理由等により利用調整をする場合がありますので、あらかじめご承知おきください。		

問 役場子育て健康課 子育て支援グループ ☎ 01456-2-6183  
 総合支所地域住民課 福祉・保険グループ ☎ 01457-6-3173